



島根県報

令和3年5月6日(木)

第 205 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|--------------------|-------------------|---|
| 土地改良区の役員の就任の届出 | (農 村 整 備 課) | 2 |
| 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 | (") | 2 |
| 土地改良区の定款変更の認可 | (") | 3 |
| 指定施業要件の変更予定保安林 | (森 林 整 備 課) | 3 |

【選管告示】

| | | |
|-------------------------|--|---|
| 不在者投票を行うことができる施設の指定 | | 5 |
| 不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し | | 5 |

告 示**島根県告示第341号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年5月6日

島根県知事 丸 山 達 也

平田中央土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

大塚 誠 出雲市東郷町433番地

2 就任年月日

令和3年3月25日

島根県告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年5月6日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市三瓶町野城土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

水瀧 達雄 大田市三瓶町野城イ545-1

大谷 清文 大田市三瓶町野城イ301-2

三島 賢三 大田市三瓶町野城イ535-4

山下 厚美 大田市三瓶町野城イ260

月森 寛 大田市三瓶町野城イ229

監事

島林 一雄 大田市三瓶町野城イ328

福間 道雄 大田市三瓶町野城イ391

松田 義光 大田市三瓶町野城イ420

2 就任年月日

令和3年3月31日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

水瀧 達雄 大田市三瓶町野城イ545-1

大谷 清文 大田市三瓶町野城イ305

三島 賢三 大田市三瓶町野城イ535-4

山下 厚美 大田市三瓶町野城イ260

月森 寛 大田市三瓶町野城イ229

監事

福間 道雄 大田市三瓶町野城イ391

秦 賢 大田市三瓶町野城イ310-2

島林 一雄 大田市三瓶町野城イ328

島根県告示第343号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大田市三瓶町野城土地改良区の定款変更を令和3年4月22日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年5月6日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第344号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年5月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
飯石郡飯南町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
飯南町（次の図に示す部分に限る。）
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
飯石郡飯南町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
飯南町（次の図に示す部分に限る。）
 - (4) その他の森林については、主伐は、択伐による。
 - (7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁並びに大田市役所及び飯南町役場に備

え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

令和3年5月6日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

指定をした施設

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|---------|-------------|-----------|
| 殿町介護医療院 | 浜田市殿町83番地31 | 令和3年4月23日 |

島根県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

令和3年5月6日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

指定を取り消した施設

| 名 称 | 所 在 地 | 指定取消年月日 |
|------|------------|-----------|
| 島田病院 | 浜田市殿町83-30 | 令和3年4月23日 |